

令和7年第3回

初山別村議会  
定例会会議録

初山別村議会

令和7年第3回初山別村議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 9 月 1 7 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令 和 7 年 9 月 1 7 日 午前10時05分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 3 番 鎌田 健治 4 番 斉藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	不応招議員と同じ
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企 画 振 興 室 長 佐藤 恵輔 総 務 課 長 寺崎 廣輝 住 民 課 長 大井 英世 経 済 課 長 大西 孝幸 主 任 技 師 長谷川孝之 主 任 技 師 東出 寛興 出 納 室 長 藤田美由紀 教 育 委 員 会 小川 志鏡 農 業 委 員 会 大西 孝幸 教 育 次 長 事 務 局 長 選 挙 管 理 委 員 会 寺崎 廣輝 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。
	3 番 鎌田 健治 4 番 斉藤 勝博
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 佐藤 公彦 書 記 岩井 陸
そ の 他	なし

## 村長議会招集挨拶

議長 木村健一 君

村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和7年第3回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。

暑さ厳しかった夏も過ぎ去り初秋を迎え、各種産業もいよいよ、繁忙期を迎えております。議員の皆様方には、何かとご多用の所、定例議会を招集いたしました。議員各位のご出席のもとに本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

政府は本年6月に、経済財政運営と改革の基本方針2025、いわゆる骨太の方針を閣議決定しました。この方針では、経済全体を拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及定着させ、所得が継続的に増加する成長型経済の実現を目指すこととされ、人中心の国づくりを進め、国民一人ひとりが、幸福度の高い豊かさや、安心安全、自分らしさを実感できる、活力ある経済社会を築くとしております。また、地方自治体の安定的な財政運営に必要となる、一般財源総額については前年度水準ルールについて、継続することとする一方で、経済・物価動向等を踏まえ、適切に反映するとされました。国の内外の課題が山積する中、国政は混沌としておりますが、国における議論の動向を注視しながら、引き続き活力ある多様な地域社会の実現に向けて、よりの確な施策の推進に努めて参りたいと考えます。

さて、第3回村議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算を含め17件であります。単行議案は9件のほか、一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、事業費の追加などの補正をお願い致しております。また、令和6年度の各会計の決算認定をお願い致しておりますが、去る7月24日から8月1日のうち、6日間にわたりまして、荒木・鎌田両監査委員により各会計の決算監査が行われ、ご意見・ご指導を頂いたところであります。内容につきましては、監査委員から審査意見書が提出されておりますが、各会計の決算審査の際に詳細説明申し上げます。

それぞれ宜しくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶と致します。

何分宜しくお願い申し上げます。

## 開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

只今の出席議員数は7名で定足数に達しておりますので、令和7年第3回初山別村議会定例会

を開会します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。
<b>日程第1 会議録署名議員の指名</b>
議長 木村健一 君
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長より指名します。
3番鎌田健治君、4番齊藤勝博君兩名を指名します。
<b>日程第2 会期の決定</b>
議長 木村健一 君
日程第2 会期の決定を議題にします。
本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。加藤委員長。
議会運営委員長 加藤一裕 君
ただ今議長より指名がありましたので、報告いたします。
議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る9月5日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。
協議の結果、案件を勘案し、会期を本日から9月19日までの3日間とすることに決定いたしました。
以上、報告を終わります。
議長 木村健一 君
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から9月19日までの3日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの3日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 木村健一 君

日程第3 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。佐藤事務局長。

事務局長 佐藤公彦 君

第3回初山別村議会定例会諸般の報告

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長 木村健一 君

日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和7年第3回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。

はじめに、1農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。 (1)農作物の作況及び生産状況について申し上げます。 水稻につきましては、今年の「米 生産目安数量」は、1,496.14トンで、前年と比較して、数量で62.74トン、率にして4.38%の増となっております。 作付確定面積は、すべて「もち米」で、主食用米231.98ヘクタールで、加工用米46.23ヘクタールとなっております。 作況につきましては、4月の融雪の遅れにより出芽期に遅れが生じたものの、6月以降の気温が高温で推移したため幼穂形成期では3日、出穂期では6日早まりました。 9月1日現在の生育は、平年と比較して稈長及び穂長は平年並で、穂数は平年より少なくなっております。 また、冷害危険期は、好天で推移したため、稔実歩合は平年並ではありましたが、成熟期は大幅に早まり、収穫作業は、例年より7日ほど早く始まっております。 小麦の作付面積は、326.0haで、前年より7.7%減少しており、出荷数量も、735.7トンで、15.3%下回る実績見込みとなっております。 このほか、大豆などの豆類も、生育は平年並ではありますが、播種の遅れやなどにより、ほ場間の差が大きい状況となっております。

ます。これから、農作物の本格的な収穫期を迎えますが、農作業等の事故がなく、実りの秋となるよう願っているところであります。

(2)の漁業生産状況について申し上げます。8月末現在の水揚げ高は、全体で、数量 306.1トン、金額2億772万1千円で、前年と比較して、数量で86.1%、金額で85.0%であります。主力魚種の「たこ」、「ナマコ」については、水揚げ量、生産額ともに減少した昨年とほぼ同水準であり、依然として不調が続いています。また、「ほたて稚貝」については、全国的な傾向ではありますが、昨年秋の大量へい死により、前年と比較して水揚げ量、生産額ともに46%と大きく下回っております。漁業においては、昨年に引き続き、近年の海洋環境の変化に伴う「秋サケ」の記録的不漁予測や「ほたて稚貝」の生育不良も心配されているところではありますが、今後とも、経営安定のため、魚種全体の水揚げ量並びに魚価の回復を切に願うものであります。

次に、2の岬センター等の利用状況についてであります。①岬センターの利用者数は、研修室1,100人、入浴者2万719人、宿泊者3,878人、一般食堂7,501人、合計では3万3,198人で、前年から2,583人の減、比較で92.8%となっております。②有料公園施設では、ゴーカート1,088人、バッテリーカー523人、パークゴルフ55人、バンガロー989人、合計で2,655人、比較で97.4%となっております。③道の駅「ともしび」では、軽食喫茶7,844人、バーベキュー1,140人、展示売店8,644人、合計で1万7,628人、比較で97.7%となっております。④農林水産物直売所「北極星」では、売店1,353人、レストラン538人、合計で1,891人、比較で102.8%となっております。⑤オートキャンプ場では、カーサイト916件、利用者数2,720人、フリーサイト808件、利用者数1,039人、合計で、利用件数1,724件、利用者数3,759人、比較でそれぞれ、利用件数で73.6%、利用者数で73.8%となっております。

3の令和7年度建設工事等の発注状況について申し上げます。(1)8月31日現在の土木・建築工事につきましては、土木工事が発注済5件で、5,978万5千円、建築工事は、発注済5件で、8,961万7千円、発注率は、ともに100%であります。土木・建築工事の計では、発注済10件で1億4,940万2千円であります。委託業務は、発注済5件で2,812万7千円、発注率は23.3%であります。(2)水道・農業集落排水工事につきましては、すべて水道工事で、発注済1件で224万4千円、発注率は100%であります。委託業務は、発注済6件で5,304万2千円、発注率は、100%であります。

以上で行政報告を終わります。

議長 木村健一 君
これで、行政報告は終わりました。
<b>日程第5 一般質問</b>
議長 木村健一 君
日程第5 一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりであります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。
発言を許します。1番加藤一裕君。
1番 加藤一裕 君
水道クライシス 水道管の老朽化に伴う社会問題について質問致します。
国内に水道管が普及したのは、インフラが進んだ高度経済成長期であります。現在、多くの水道管が耐用年数を経過もしくは近年中に到来し、更新時期を迎えています。しかしながら更新率は決して高くありません。その背景には色々な要因があると考えられます。水道は住民の生活に不可欠なインフラであり、供給を支える水道管の健全性は公衆衛生や日常生活に直接関わる重要な問題であります。事故が発生すると水道管を遮断する必要があり広範囲での断水が起きたり、水道水が濁るなど生活への影響が大きく、一度発生すると甚大な問題につながってしまうため水道管の老朽化は社会問題として注視されています。当村においても水道管等の維持・更新に向けた取組が必要と考えます。これからの課題や対策を含めた水道事業計画について村長に伺います。
1 断水した場合の給水対策はどのような体制になっているのか。
2 現在、導水管の更新予定がなされていますが進捗状況は。
3 スマートメーターが設置された後の事故事例はあったのか。
4 有効とされているアセットマネジメントは導入されているのか。
以上、伺います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。

村長 宮本憲幸 君

加藤議員のご質問にお答えします。

生活基盤を支える「水道」は、生活インフラの中でも大変重要な役割を果たしており、日本国内の上水道の普及率は、98%と非常に高い必要不可欠な生活インフラとなっております。

この重要な生活インフラである「水道供給」を支える水道管は、ご質問にもありましたとおり、日本国内では昭和32年の「水道法」制定以降、昭和40年代後半までの高度経済成長期に加速的に整備されたところであり、この整備された水道施設のうち、主に耐用年数が経過した配水管の老朽化による破損や漏水事故が日本各地で、住民生活に影響を与えている事例が発生しているところであります。

導水管、送水管、配水管で構成される水道管の初山別村における概要であります。取水場から浄水場までの導水管が2万5千785メートル、浄水場から配水池までの送水管が8千319メートル、配水池から各家庭までの配水管が5万3千380メートルで、合計、8万7千484メートルの水道管延長となっております。これらの水道管の中でも、住民生活に直接影響を与える配水管であります。村内における配水管の大部分が昭和63年以降に整備されたものであり、今後、10年後以降となる令和18年から順次、耐用年数に到達し老朽化を迎える予定であります。

一つ目の質問であります、「断水した場合の給水対策はどのような体制になっているのか」についてですが、配水管の破損時において、現在は短時間の部分断水により補修対応を実施しているところです。しかし、配水管の破損状況によっては、補修対応が長期間にわたる場合も想定されることから、その場合におきましては、住民生活への影響を最小限に留めるため、生活用水の運搬態勢や飲料水の確保について、準備しているところであり、特に飲料水の確保については、給水車等の配備も想定されることから、「日本水道協会」との協定に基づき、連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

二つ目の質問の、「現在の導水管更新の進捗状況」についてですが、今年度は初山別導水管の測量を実施し更新工事は令和8年度から令和15年度までの計画となっております。

三つ目の質問であります、「スマートメーター設置後の事故事例」については、スマートメーター自体は家屋内の水道使用量の計器であるため、直接的な事故に繋がるものではありませんが、スマートメーターを活用して配水管漏水箇所の特定に繋がった事例が昨年度1件、今年度2件あったところです。

四つ目の質問の、「有効とされているアセットマネジメントは導入されているのか」について
ですが、村としましては、令和18年以降の水道管の老朽化対策として、令和4年度に「アセットマネジメント管路等更新計画」を策定し、村内の水道管を含めた水道施設の維持管理及び更新についての方向性を定めたところであります。「アセットマネジメント管路等更新計画」では、令和8年度から令和15年度まで初山別導水管、2,683.5メートルの管路更新を、令和17年度から令和26年度まで初山別配水本管、3,396.3メートルの管路更新を計画しております。
本計画については、事業費も大きいことから順次、老朽化を迎える水道管の状況とその時点での財政状況を勘案し、さらには、将来的な住民居住状況を把握しながら、これらの状況に適合した事業内容において適確に計画に沿って実施することが必要と考えております。
日々の各種水道データによる水道利用の傾向把握と水道施設の計画的、継続的な適正管理ととして、住民生活上、重要生活インフラである水道供給を安定的かつ安心供給するよう努めておりますので、ご理解をお願いいたします。
1番 加藤一裕 君
議長。
議長 木村健一 君
1番加藤一裕君。
1番 加藤一裕 君
1の関係ですが、仮に断水した場合、どのような容器でどのくらいの量を配給する計画があるのか確認をいたします。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
具体的な中身についてのことなので担当課長より説明させていただきます。
経済課長 大西孝幸 君
議長。
議長 木村健一 君
大西経済課長。

経済課長 大西孝幸 君
断水時の供給量と容器の質問でありますので回答させていただきます。供給量につきましては、断水の箇所、初山別村については縦長の地域であり、どの箇所で断水したかによって地域差があるので供給量が変わってくると考えています。また容器については、断水時は個人で持って来られる方も想定されますが、村の方で断水時の配水パック、ビニールのかばん状の物を用意しております。
1 番 加藤一裕 君
議長。
議長 木村健一 君
1 番加藤一裕君。
1 番 加藤一裕 君
水道管の老朽化ばかり注目されていますが、設備、特に電気・機械・計装も耐用年数を迎えているところでもあります。更新基準は15年で初期設定されています。それらも適正に現在更新されているのか伺います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
先ほどアセットマネジメントの計画の話しをさせていただきました。この計画で水道管のみではなく、水道施設及びシステムの更新についても計画的に進めることを記載しておりますので、その計画に基づき進めていきたいと考えております。
1 番 加藤一裕 君
議長。
議長 木村健一 君
1 番加藤一裕君。
1 番 加藤一裕 君
今現在、量水器の分水栓から蛇口までは個人の所有物とみなされております。個人で水道メーターを目視し、水漏れを確認することは困難と考えております。スマートメーターの設置により速やかに確認・修理ができることは大変有効な手段であります。これからスマートメーター自体

の更新時期又は故障による修理が発生した場合、予備等は確保されているのか伺います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
具体的な話しですので担当の方から答弁させていただきます。
主任技師 東出寛興 君
議長。
議長 木村健一 君
東出主任技師。
主任技師 東出寛興 君
スマートメーターの予備の個数についての質問にお答えします。現在、個数については5台ほど保有している状況です。故障時は速やかに交換又は修理で対応しています。
1番 加藤一裕 君
議長。
議長 木村健一 君
1番加藤一裕君。
1番 加藤一裕 君
水道は、住民に欠かせない重要な生活インフラであります。安心安全に暮らすために今後においての水道管の管理に鋭意努力するよう求めますが、村長どうですか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
ただ今お話しありましたとおり、水道はインフラ中のインフラであり、電気、水道は私たちの暮らしや産業振興に欠かせないものであります。私たちは蛇口をひねれば水が当たり前のように出てくる現実を当然のごとくのように思っていますけれど、それをしっかり守るということは極めて重要な課題であると思っております。その陰には水道の管理あるいは事故があったときの対

応をする業者の皆さんにも敬意を表します。まさに水道こそが私たちの命を守る生活を守る重要なインフラだと再認識しながら、これからも水道をしっかりと守っていく、そのことこそが住民の皆さんの暮らしや産業振興にしっかりと繋がっていくこととなりますので、引き続き覚悟と考え方を持って維持管理あるは更新に努めていきたいと思えます。

1 番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番加藤一裕君。

1 番 加藤一裕 君

ただ今、村長より前向きな回答をいただきました。ありがとうございます。以上で一般質問を終わります。

議長 木村健一 君

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 41 分 再開 午前 11 時 00 分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第 6 報 告 第 3 号

議長 木村健一 君

日程第 6 報告第 3 号 令和 6 年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

説明を求めます。寺崎総務課長。

総務課長 寺崎廣輝 君

報告第 3 号 令和 6 年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度北海道初山別村健全化判断比率等を、別紙のとおり監査意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 17 日報告

初山別村長 宮 本 憲 幸

以下朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、次に健全化判断比率等審査意見について説明を願います。
監査委員荒木隆君。
監査委員 荒木隆 君
健全化判断比率等審査意見を求められましたので、数値を省略して、概要の説明を申しあげます。
議員各位のお手元に、村長あて報告した審査意見の写しが配付されておりますが、この審査では、健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法が法令等の趣旨に沿った適切なものであるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として行いました。
その結果、算出における根拠数値に誤りがなく、比率はいずれも適正に作成されているものと、認めたところであります。
以上、概要説明といたします。
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第3号 令和6年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告については以上で報告済みとします。
<b>日程第7 報 告 第 4 号</b>
議長 木村健一 君
日程第7 報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)を議題とします。
説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。
令和 7年 9月17日報告

以下朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりました。

本件は報告事項であります、特に質疑があればこれを許します。

3番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

3番鎌田健治君。

3番 鎌田健治 君

ただ今、報告ありましたが詳細については個人情報もあると思います。他自治体では車検が切れていた車を使用したとの報道もありましたので、そういったことの再点検、保険等の確認も必要と考えるので注意していただきたい。事故は止むを得ないこともある。答弁はよろしいですが、事故に備える意味での再確認をお願いします。

総務課長 寺崎廣輝 君

議長。

議長 木村健一 君

寺崎総務課長。

総務課長 寺崎廣輝 君

今、車検切れ等が他の自治体で発生している状況ですが、基本的に本村では車検切れの1か月前程に自賠責の保険の更新手続きの案内が来ております。それをもって各係で先に自賠責の保険料を支払うこととなりますので、事務を怠らない限り車検切れとなることはないと考えているところであります。

3番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

3番鎌田健治君。

3番 鎌田健治 君

普通はそうであるが、漏れがあると困るので点検することも必要ではと考える。答弁は必要ありませんが、そう言ったことです。

副村長 宇野要 君
議長。
議長 木村健一 君
宇野副村長。
副村長 宇野要 君
ただ今ご指摘いただいている件ですが、職員間におきましても事務等が滞ることがないように、またミスがないよう常日頃から書類等の整理整頓を今後更に徹底させる中で間違いが生じないように努めてまいりますので、ご理解よろしく申し上げます。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）は以上で報告済みとします。
<b>日程第8 報 告 第 5 号</b>
議長 木村健一 君
日程第8 報告第5号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況についてを議題とします。
説明を求めます。大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
報告第5号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況について
地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社しょさんべつ振興公社の令和7年度の事業計画、収支予算及び令和6年度の事業報告、収支決算等について、別紙のとおり報告する。
令和 7年 9月17日報告
初山別村長 宮 本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第5号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況については
以上で報告済みとします。
<b>日程第9 議案第37号</b>
議長 木村健一 君
日程第9 議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題
とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別
紙のように変更するものとする。
令和 7年 9月17日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 北海道町村議会議員公務災害補償等組合から規約の一部変更について、地方自治法
第286条第1項の規定により協議があったので、同法第290条の規定により議会の議決を得
ようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、原案のとおり可
決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第 10 議案第 38 号</b>
議長 木村健一 君
日程第 10 議案第 38 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第 38 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のように変更するものとする。
令和 7 年 9 月 17 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 北海道市町村職員退職手当組合から規約の一部変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により協議があったので、同法第 290 条の規定により議会の議決を得ようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 38 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第 1 1 議案第 3 9 号</b>
議長 木村健一 君
日程第 1 1 議案第 3 9 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第 3 9 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を別紙のように変更するものとする。
令和 7 年 9 月 1 7 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 北海道市町村総合事務組合から規約の一部変更について、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により協議があったので、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を得ようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案 3 9 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第 1 2 議案第 4 0 号</b>
議長 木村健一 君
日程第 1 2 議案第 4 0 号 初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第 4 0 号 初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 7年 9月 17日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 4 0 号 初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号

議長 木村健一 君

日程第13 議案第41号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。

総務課長 寺崎廣輝 君

議案第41号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和 7年 9月17日提出

初山別村長 宮本 憲 幸

提案理由 北海道最低賃金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めこれより採決します。

議案第41号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第42号

議長 木村健一 君

日程第14 議案第42号 初山別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。大井住民課長。

住民課長 大井英世 君

議案第42号 初山別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

初山別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のように制定するものとする。

令和 7年 9月17日提出

初山別村長 宮本 憲幸

提案理由 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が創設されたため本事業に係る基準を新たに定めるものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めこれより採決します。

議案第42号 初山別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時46分 再開 午後 1時05分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
はじめに先ほど、報告第5号しょさんべつ振興公社の経営状況についての議案の差し替えがあったので説明を求めます。大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
差し替え資料について説明あり記載省略
<b>日程第15 議案43号</b>
議長 木村健一 君
日程第15 議案第43号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第43号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第2号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
これより歳出の質疑を行います。11ページからです。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君

18ページ	1目	児童福祉総務費	18節	負担金補助及び交付金
当村における保育料の無償化をしている年齢や何子目等、全体を説明願います。				
住民課長 大井英世 君				
議長。				
議長 木村健一 君				
大井住民課長。				
住民課長 大井英世 君				
保育料の無償化について説明します。令和元年10月より3歳以上の子どもについては国の政策によりすべて無料となっております。今回補正で上げております部分については、0歳から2歳までの保育所に通っている園児に対するものとなり、この部分については利用料の規定がありましたが、その部分に対してこの度、助成することとしております。現在0歳から2歳の子ども的人数ですが、実数として9名、そのうち保育所に通っている人数は7名となっております。この7名分について4月から無料となることで補正させていただいております。				
2番 高場志津子 君				
議長。				
議長 木村健一 君				
2番高場志津子君。				
2番 高場志津子 君				
21ページ	2目	鳥獣害対策費	18節	負担金補助及び交付金
9月1日よりヒグマが市街地に侵入したときは、市町村判断で猟銃による駆除が出来ることとなりました。改正鳥獣保護管理法で緊急銃猟の制度が始まりました。始まったばかりであります。本村において猟友会・関係機関等に説明、研修等、また損害における保険関係、住民等への周知等、これから進めていかなければならないが本村においての方向性を教えていただきたい。				
経済課長 大西孝幸 君				
議長。				
議長 木村健一 君				
大西経済課長。				
経済課長 大西孝幸 君				
9月より始まりました緊急銃猟について回答させていただきます。現状の本村の状況でございます。改正法以降、取扱いが国の方から流れてきている状況で、全容がすべてまだ見えていない				

状況であります。詳細の運用部分が見てくるのが今週の説明会の後と思われます。本村としましてはまず地元猟友会との緊急銃猟に対するハンターの了解、すべてのハンターが緊急銃猟に携われる訳でなく条件を満たしたハンターの同意を得ないと、緊急銃猟は成り立たないので地元猟友会との意見交換、緊急銃猟に対する実施の方向性についてまず協議させていただいて、その上で村としての緊急銃猟の訓練ですとか、様々な準備をする部分もあります。また村としての体制の整備もありますので、今シーズン中の緊急銃猟の実施は現実的には難しいと思っております。そういったことがすべて整った段階で住民の避難について協力していただければならないことがありますので、緊急銃猟自体が捕獲する条件がかなりありますので、捕獲までできるのかは不透明な状況であります。村の地域特性にあった緊急銃猟の形を模索するよう進めています。まず状況の把握、運営に関する部分の準備が終わった段階で住民への周知等を図る順序で進めたいと考えております。

2番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番高場志津子君。

2番 高場志津子 君

3 2 ページ 5 目 ほたる里づくり推進事業費 1 0 節 需用費

ほたるの里づくり事業は管理委託料として163千円を支出しているところですが、今回の修繕料は何にかかったのか。また、鑑賞会を毎年行っているが、鑑賞会の参加者の人数は。ほたるの里づくり事業は本村にあった事業であるので推進してほしいが、現状維持で発展的な要素が見えてこないように思われますけど、これからのほたるの里づくりをどのように考えているのか伺います。

教育次長 小川志鏡 君

議長。

議長 木村健一 君

小川教育次長。

教育次長 小川志鏡 君

修繕料の関係ですが、交流センター裏手をほたるの里として整備しておりますが、そこに木製の橋が2箇所ありますが、経年劣化により橋が腐食しボロボロの状態であったため、その橋を交換した修繕料となっております。今年のほたるの鑑賞会については、8月4日開催で企画をしまし

たが前日、当日の雨により気温が低下し参加者はいませんでした。今後のほたるの里については、ほたるの生息数は今年の7月末に相当数の数を確認しております。次年度以降も観られるようであれば継続していこうと考えています。

4番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

4番 齊藤勝博君。

4番 齊藤勝博 君

33ページ 1目 保健体育総務費 18節 負担金補助及び交付金

村全道・全国大会参加補助金ですが、700千円を追加し900千円となっておりますが、しかし補助対象経費の60%以内と記憶しておりますが、参加種目についての内訳をお聞かせ願います。

教育次長 小川志鏡 君

議長。

議長 木村健一 君

小川教育次長。

教育次長 小川志鏡 君

今後の見込みとして、バレー・空手・野球を見込んでおります。今年8月に遠別イーグルスさんで1人参加しており、その時にかかっている経費が1人当たり23万円程度かかっており6割りにしても1人15万円程度かかるという事で、聞くところによると空手であと2回程、バレーでも1回か2回行く予定があるとのことなので、概算ではあります70万円計上させていただいて、ご審議いただく考えでいたしております。

4番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

4番 齊藤勝博君。

4番 齊藤勝博 君

行く予定とは、見込みとのことですか。今後、全道全国大会に毎年行っているチームがあるので、今後予想されるので見込みで補正したのでしょうか。

教育次長 小川志鏡 君

議長。
議長 木村健一 君
小川教育次長。
教育次長 小川志鏡 君
空手は、親御さんに確認したところ2回は確定している。バレーボールと野球については、今後の見込みで、決まりましたそれから補正予算では、議会がなければ待ってもらわなければならないので、事前に予測し予算を計上させていただいたところです。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳出の質疑がないようですので歳入の質疑に移ります。3ページからです。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
9ページ 3目 過年度収入 1節 過年度収入
令和6年度交通空白地有償運送業務委託料返納金として1,135千円が戻ってきましたが、これは委託費の2割り近い金額となります。これはしよさまる号の運営費であり、運行に当たり6年度も運行率が下がっている。主な要因は委託業者の人材不足による利用の制限が大きな理由だと思いますが、委託業者のみでご苦労されているようですが、村としてもっとしよさまる号の運行に対しての支援や助成、人材派遣も含めて、どのように進めていくかお聞かせ願います。
住民課長 大井英世 君
議長。
議長 木村健一 君
大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
交通弱者対策であります、しよさまる号の運行についてですが、昨年度実績では利用日数が120日、運行回数が179回で令和5年度と比較し、ほぼ横ばいで推移しております。委託料の

<p>返還については実績に基づくものとなりますので、予算額6,712千円に対し実績が6,167千円で1割り程度の返還となっております。利用方法、運行体制については、人材確保は元より内容を含めまして委託先である社会福祉協議会と協議を重ねております。来年度に向けてこの運行方法の部分についても増やせればよいが増やせないにしても、もう少し使い勝手の良いものになればと思ひまして検討を進めておりますのでご了承願ひます。検討結果については、またこの場で報告させていただきたいと思ひます。</p>
<p>2番 高場志津子 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>2番高場志津子君。</p>
<p>2番 高場志津子 君</p>
<p>この事業も3年経過しまして、もう一度再構築していく必要があるのではないかと。住民の皆さんは、しよさまる号の運行に対して期待して希望をもって利用をしていたが、最近はあきらめ風潮というか、仕方ないとの気持ちで利用率が下がっている要素もある。もう一度ボランティアドライバーを再構築するとか、住民の皆さんの意見をもう一度聞くとか、委託業者と村だけでなく住民も含めた再構築の方向を出していければと思ひますが、いかがですか。</p>
<p>住民課長 大井英世 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>大井住民課長。</p>
<p>住民課長 大井英世 君</p>
<p>当初の試行段階、令和元年と2年と行い、令和3年度から現行の体制で実施しております。そう考えますと5年以上も経過している中での状況となっております。また当初はボランティアドライバーを予定しておりましたが、道路交通法の改正により飲酒のチェックをしなければならない関係で専属の職員を配置した中での実施に切り替えました。試行から7年経ち、委託先に任せただけでなく村も積極的に関与しながら今後、より一層また長く継続できる方法を考えながら実施していきたいと考えておりますので、よろしく願ひします。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>他に質疑はありませんか。</p>
<p>(質疑なし)</p>

議長 木村健一 君
歳入の質疑がないようですので歳入歳出全般について質疑ありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第43号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第16 議案 4 4 号</b>
議長 木村健一 君
日程第16 議案第44号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案44号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

か。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第44号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第17 議案45号</b>
議長 木村健一 君
日程第17 議案第45号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案45号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第2号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第45号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり

り可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。
(休憩 午後 1時50分 再開 午後 2時10分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
<b>日程第18 議案第46号</b>
議長 木村健一 君
日程第18 議案第46号 令和7年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第46号 令和7年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第46号 令和7年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)は

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第 19 議案第 47号</b>
議長 木村健一 君
日程第 19 議案第 47号 令和 7 年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第 47号 令和 7 年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算 (第 2 号) について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 47号 令和 7 年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算 (第 2 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案 48 号

議長 木村健一 君

日程第 20 議案 48 号 令和 7 年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大西経済課長。

経済課長 大西孝幸 君

議案第 48 号 令和 7 年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑の方法は収入支出一括質疑とします。

質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。

（質疑なし）

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めこれより採決します。

議案第 48 号 令和 7 年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案 49 号

議長 木村健一 君

日程第 21 議案第 49 号 令和 7 年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大西経済課長。

経済課長 大西孝幸 君
議案第49号 令和7年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計補正予算（第1号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は収入支出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
（質疑なし）
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第49号 令和7年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
<b>日程第22 認定第1号</b>
議長 木村健一 君
日程第22 認定第1号 令和6年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを議題とします。
お諮りします。本件については議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
なお説明は本会議を省略し、決算審査特別委員会において求めることにします。
ご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君



令和 7 年第 3 回初山別村議会定例会会議録（第 2 号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 9 月 1 8 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令 和 7 年 9 月 1 8 日 午 後 3 時 3 5 分 宣 告
応 招 議 員	1 番 加 藤 一 裕 2 番 高 場 志 津 子 3 番 鎌 田 健 治 4 番 齊 藤 勝 博 5 番 長 谷 川 幸 廣 7 番 三 谷 博 子 8 番 木 村 健 一
不 応 招 議 員	な し
出 席 議 員	応 招 議 員 と 同 じ
欠 席 議 員	不 応 招 議 員 と 同 じ
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮 本 憲 幸 教 育 長 大 水 秀 之 監 査 委 員 荒 木 隆
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇 野 要 企 画 振 興 室 長 佐 藤 恵 輔 総 務 課 長 寺 崎 廣 輝 住 民 課 長 大 井 英 世 経 済 課 長 大 西 孝 幸 主 任 技 師 長 谷 川 孝 之 主 任 技 師 東 出 寛 興 出 納 室 長 藤 田 美 由 紀 教 育 委 員 会 小 川 志 鏡 農 業 委 員 会 大 西 孝 幸 教 育 次 長 事 務 局 長 選 挙 管 理 委 員 会 寺 崎 廣 輝 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別 添 議 事 日 程 表 の と お り
議 員 提 出 議 案 名	別 添 議 事 日 程 表 の と お り
議 事 日 程	議 長 は 議 事 日 程 を 末 尾 添 付 の と お り 報 告 し た。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議 長 は 会 議 録 署 名 議 員 に 次 の 2 人 を 指 名 し た。
	3 番 鎌 田 健 治 4 番 齊 藤 勝 博
会 議 の 書 記 氏 名	事 務 局 長 佐 藤 公 彦 書 記 岩 井 陸
そ の 他	な し

開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

ただ今の出席議員数は7名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております議事日程表第2号のとおりであります。

立田農業委員会会長、立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。

日程第1 認 定 第 1 号

議長 木村健一 君

日程第1 認定第1号 令和6年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを議題とします。

本件について、決算審査特別委員会の審査結果について委員長から報告を求めます。

加藤一裕委員長。

決算審査特別委員長 加藤一裕 君

決算審査特別委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、9月17日議長・監査委員を除く議員全員をもって構成され、令和6年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを付託されたものです。

本委員会は9月18日、慎重に審査を行い採決の結果、少数意見を留保する委員もなく全員の起立をもって認定することに決定いたしました。

以上、会議規則第40条第1項の規定により報告いたします。

議長 木村健一 君

お諮りします。

本件については議長・監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会で審議しておりますので、質疑・討論を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略することに決定しました。

これより令和6年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものですが、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)
議長 木村健一 君
起立全員であります。よって、認定第1号 令和6年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定については認定することに決定しました。
お諮りします。
議事運営上9月19日に審議を予定されております4件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって5件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休憩します。
( 休憩 午後 3時38分 再開 午後 3時39分 )
議長 木村健一 君
再開します。
<b>追加日程第1 報 告 第 1 号</b>
議長 木村健一 君
追加日程第1 報告第1号 令和7年度定期監査の結果報告についてを議題とします。
お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対しこの写しを送付済みでありますので、朗読を省略してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
意義なしと認め、朗読を省略します。
なお報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第1号 令和7年度定期監査の結果報告については報告済みとします。
<b>追加日程第2 発 議 第 3 号</b>

議長 木村健一 君
追加日程第2 発議第3号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思 います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、発議第3号 議員の派遣についてはお手元に配付のとおり派 遣することに決定しました。
<b>追加日程第3</b>
議長 木村健一 君
追加日程第3 初山別村議会改革特別委員会の所管事務調査の報告についてであります が、委員長より議長あて諸般の報告の綴り込みにあるとおり、所管事務調査の報告があり ました。
委員長より補足説明があれば発言を許します。
議会改革特別委員会委員長 三谷博子 君
ありません。
議長 木村健一 君
補足説明がありませんので、以上で報告済みといたします。
<b>追加日程第4</b>
議長 木村健一 君
追加日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び、総務経済常任委員長から委員会において調査中の事件について会議規 則第74条の規定によって、お手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申 し出があります。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あり ませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決

定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。よって会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和7年9月18日 午後 3時43分)